

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例制定について

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

生活保護法等の改正に伴い、特定の個人を識別するための番号を利用して処理することができる事務の名称及び事務を処理するために利用することができる特定個人情報の名称を改めるため、この案を提出する。

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和5年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

号	機関	事務
(1)	[略]	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
[略]		

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

号	機関	事務
(1)	[略]	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
[略]		

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ [略] オ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就

		労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報をいう。以下同じ。) カ～ケ [略] コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
[略]		
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
(30)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	[略] ア～エ [略] オ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報をいう。以下同じ。) カ～ケ [略] コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報をいう。以下同じ。)

[略]		
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
(30)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)	[略]	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
(2)		生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
[略]				

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)	[略]	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
(2)		生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保		

	護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	
[略]		